## 慶応二年前半の政局と薩摩藩 「小松・木戸覚書」 以降の動向を中心に

町田

明広

はじめに

元治元年(一八六四)七月の禁門の変において、薩摩藩は 元治元年(一八六四)七月の禁門の変において、薩摩藩は 元治元年(一八六四)七月の禁門の変において、薩摩藩は 元治元年(一八六四)七月の禁門の変において、薩摩藩は 一次長州征伐に参軍することになった の戦闘に備えるという抗幕志向を明確にし始めた。そのため、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになっ が、薩摩藩を代表して任事し無血解兵に成功した。

浪士の坂本龍馬を薩摩藩士として帰属させ、慶応元年(一八長州宗藩とパイプ役を持たなかった薩摩藩は、土佐藩脱藩

御坐候」と切言されており、長州藩の薩摩藩への信義の回復は井上聞多・伊藤俊輔の依頼を受け、薩摩藩の名義貸しによる武器購入を実現させたことにより、長州藩主毛利敬親・広る武器購入を実現させたことにより、長州藩主毛利敬親・広る武器購入を実現させたことにより、長州藩主毛利敬親・広る武器購入を実現させたことにより、長州藩主毛利敬親・広る武器購入を実現させたことにより、長州藩主毛利敬親・広る武器購入を実現させたことにより、長州藩主毛利敬親・広る武器購入を実現させた。また、筆頭家老の小松帯刀は洗が記され、天下万民が至当と判断しない勅許は非義の勅たであって、「非義勅命ハ勅命ニ有らす候故、不可奉所以ニ六五)閏五月三日の木戸孝允との下関会談を皮切りに、薩長六五)閏五月三日の木戸孝允との下関会談を皮切りに、薩長六五)

て京都の小松邸に潜入し、政談を小松・西郷と繰り返した。慶応二年(一八六六)一月八日、木戸が黒田清隆に誘引されこの様な薩長融和に向けて醸成されてきた雰囲気の中で、

と周旋尽力への依頼が飛躍的に高まった。

I

アウトラインが十八日に成立し、二十一日に龍馬を証人としその結果、「小松・木戸覚書」(いわゆる薩長同盟)六箇条の

よって六箇条が確立した。「小松・木戸覚書」成立時の意義に成文化(坂本宛木戸書簡、一月二十三日)されることにて木戸と小松・西郷の間で六箇条の確認がなされ、二十三日

る。また、「小松・木戸覚書」を機に、薩長間での人事交流できたことは薩長融和に向けて見過ごしてはならない点であ的存在であった小松と木戸が実際に会談し、両者にパイプが桜・桂久武・島津伊勢)および西郷・大久保・吉井友実ら藩松・桂久武・島津伊勢)および西郷・大久保・吉井友実ら藩と親しく議論したこと、特に筆頭家老であり久光の名代松・桂久武・島津伊勢)および西郷・大久保・吉井友実ら藩としては、その過程で長州藩を代表する木戸がこれまでのよとしては、その過程で長州藩を代表する木戸がこれまでのよ

V

ない。

けた薩長交渉に関する考察が管見の限り見当たらない。ま難問が存在し続けていたが、先行研究においては、解決に向ニオン号の帰属・運用を巡って薩長間で紛糾)という大きな決すべきユニオン号事件(薩摩藩名義で長州藩が購入したユ決かし、「小松・木戸覚書」の成立以後も、薩長間には解しかし、「小松・木戸覚書」の成立以後も、薩長間には解

ことを目的とする。

を確固たるものにしたことは間違いない。

が始まったことにも注目すべきで、こうした経緯が薩長融和

は論じられていない。

の実態や久光の意向との関連性などほとんど論及がなされての京都潜航については、潜入先の詮索を中心とした言及に止の京都潜航については未解明のままである。更に、幕長戦争のトの実態については未解明のままである。更に、幕長戦争のトの実態や九光の音が、「小松・木戸覚書」の実践の一環としての抗議行動との側面のみ強調されており、大久保の活動しての抗議行動との側面のみ強調されており、大久保の活動しての抗議行動との側面のみ強調されており、大久保の活動との原態や久光の意向との関連性などほとんど論及がなされての京都が表

の実態を考察し、薩長融和が大きく伸展したことを論証するた、「小松・木戸覚書」の成立以降から幕長戦争の直前までえ、「小松・木戸覚書」の成立以降から幕長戦争の直前までえ、「小松・木戸覚書」の成立以降から幕長戦争の直前までえ、「小松・木戸覚書」の成立以降から幕長戦争の直前までえ、「小松・木戸覚書」の成立以降から幕長戦争の直前まで

# 1 ユニオン号事件解決に向けた薩長交渉

二年(一八六六)一月二十五日、大久保一蔵・黒田清隆らは「小松・木戸覚書」の成立以降の薩長関係であるが、慶応

密化する「薩英会盟」に割り込もうとし、藩廟から正式にた、それに併行して高杉晋作が薩摩藩とイギリスが急速に親

薩接使」に任命される経緯や顛末についても、

先行研究で

2

不分明であるも した二ヶ月前とは相違し、 挺被下之、 追 慮によって山 へ立寄政 長州藩問題で引き続き過剰にまで容喙する背景となった。 賜されるなどの厚遇を得た。木戸上京を勧説するために来訪 二月六日に山口に到着した。 木戸孝允一 一々御 らと親交を深めており、帰藩にあたって「密用有之山 広島滞在の薩摩藩士土持佐平太は小田村素太郎 国之事二付令心配候付両公拝謁枝仰付、 黒田は毛利敬親・広封父子に謁見し、 府之内へ 御肴三種ニて御酒被差出、 行を伴い 0 に赴いて藩要路と会見した。 相対致度儀」を小田 0 .大坂を出航 更なる薩長融和に関係したものと窺わ 破格の待遇を受けており、 + 日<sub>、</sub> 黒田 御盃をも頂戴、 村らに依 薩藩黒田良輔滞山 木 具体的な内容は 戸は広島経 ば頼し、 ピストルを下 ヒスト (楫取 その 黒田 罷下候 ・フル壱 笛 な 素 配  $\Box$ が で

日

長州藩 旗号は島津家のものを借用するとしたものの、 脱藩浪士グ 旧条約では近藤長次郎を始めとする薩摩藩に帰属する土佐藩 薩州より御乗込士官」と軽く規定され、 で盟約したと記載されていたのに対し、 完全決着が残っていた。 この時 籍と認定され、 点での薩長間の最大の懸案事 ルー ブ が自称した 海軍 高 前年末に新桜島条約が締結され、 一社 中<sup>10</sup> 総管の が長州藩から頼 頭に、 権限が絶対とされた。 今後も乗船させる 新条約では社中が ユニオン号事件 ユニオン号は 公まれた

> 然長州藩に有利な内容となった。 襲しているが、 長州藩側 使用に空きがある時は薩摩藩が利用できるという部分は踏 の意向に沿うことが言明された。 費用は薩摩藩が賄うとしており、 しかも、 転して俄 長州

0 が

に申し送った。 オン号事件の解決に向け、 談申上義有之、 戸覚書」の成立を受け、 わらずその帰属や運用方法を巡って揉めていた。「 を見た。 したもので、 新桜島条約の締結は坂本龍馬が長州 後、 -候間、 ユニオン号は社中の手で下関に戻ったもの しかし、 御聞取被下候而、 ユニオン号の長崎回航を条件に取敢えずの終息 村田新八、 近藤長次郎の 小松は二月六日、 川村与十郎 村 田 宜敷御裁判可被下 自裁 Ш 村を派遣したことを木 藩海軍 (慶応二年一 (純義) 「尚勘考之上 一局と社 え細 候[2 「小松 月二 0 々申含差 中 -を調 木 相

出申

歟評 0 オン号の長州藩 候様にとの事に御座候③ 置候処、 候様子に被相察候間、 (ユニオン号) 藩士や陪臣として召し抱えられている粗暴な社中メンバ 派遣の目的に 決可 仕に付、 於国元評決候事に付帰国之上 乗組之人数如御承知議論沸騰始絡之処治 うい の引き渡しもさることながら、 乗組人数を何卒乙丑丸に而彼国迄送 て、 必竟彼乗組人数彼方へ引受呉候様相 と述べてい 木戸は広沢真臣らに対 る。 一得と寡 木戸 は 君 上京時にユニ 7 今や薩摩藩 申 Zり届 入何 # 兼 丸 頼

バーをユニオン号で送り届けてくれるように伝えていること 長州藩への譲渡を藩主に承認させるとし、まずは社中メン 帰藩を強く依頼していた。これに対し、 小松はユニオン号

が確認できる。

方で、木戸は坂本龍馬宛書簡

(正月二十三日)

の中で、

戸

たないであろう。 与したこともあり、 に斡旋を依頼したと考える。そして、龍馬は自らが本件に関 る。 ばなす術がなく困り果て、海軍は廃滅するとまで嘆じてい 廃に関わる重要案件であるとし、小松が承知してくれなけれ にとっては甚だしく困り苦しむ案件であり、長州藩海軍の興 申と懸念仕候」と記載する。これによると、不申候而は実以困迫此事に御坐候、隨而海軍 も相興り候様無此上呉々も奉願 付、 取り候而は困苦千萬に而、且海軍興廃には屹度相係り候事に いては些細なことではあるものの、 乙丑丸一條小事には御坐候へ共、 二月十九日、村田・川村は山口に入り、 木戸は龍馬に対してその苦衷を述べることによって、 何も逐一御存之訳に付兼而存じ通に相運ひ、弊国之海軍 小松に対して善処を求めたことは論を待 候、 龍馬が承知の通り、 い曲御承知之如く一身に 隨而海軍は廃滅に至り可 何分にも小松大夫呑込呉 毛利敬親に謁見を ユニオン号につ 木戸 暗

か支給しなかった。

而大幸之至奉存候」とユニオン号の鹿児島への回航が決定果たして木戸と協議した結果、「蒸気艦之義廻船御聞済、別

往廿日分相渡置申候」とあり、四月十一日にようや両、外に綱具其外仕調代千両申出え対し百五拾両、 問題ははっきりせず、 ずの解決が図られた。 求があったが、長州藩は一五○両と二○日分の食糧代程度 非常時の準備金、 実現したことが分かる。なお、社中メンバーから米・石炭 承知可被成候。尤米五百石、石炭三万八百斤、用心金三百 被差廻候乙丑丸用事相済せ、昨十一日馬関出帆致候。 れることになった。なお、久保松太郎・高杉晋作書簡 るとしているものの、 (・山田宇右衛門宛、四月十三日) によると、「三田尻より 更にその他備品代として千両もの大金の要 実際には小松の帰藩後の尽力に委ねら 薩摩藩主の判断を仰いだ上で決着を図 しかし、依然としてユニオン号の帰 四月十一日にようやく回航が 飯料其外 木

失敬. 件の決着に向けた第一歩に対する安堵感もさることながら、 手放しで大歓迎している様子が窺える。 君態々御光来難有奉存候、頓に御礼とも可申上之処不得便宜 に御座候、 田川村木藤 坂本龍馬宛書簡、 ところで、木戸は村田 打過奉恐懼候」(大久保一蔵宛書簡、 誠に暫之滞留に付何事も残念而已御察可被下候 (市助、 二月二十二日)・「此度は村 別件で同行) . Л 村の来訪につい 諸氏遠路態々来訪欣喜此 これはユニオン号事 二月二十二 て、 田川村木藤諸 此 近度は村 日<sub>18</sub>

ž

併せて社中メンバーの鹿児島への帰藩も実現して取敢

大幅に高める効果があったからである 小松・木戸覚書」を藩内に知らしめ、 木戸 の政治的権威を

六日)伏見寺田屋ニテ又々騒御座候由、 受けなければ長州再征の他なく、内乱の基となると認識して 云々」(一月二十七日条) はどのように捉えていたのか、中山忠能の関連史料から追 打掛大混雑ニ紛レ失候トモ云)」 手百人余向候処四人とも紛失行方不分由 いると記す。 於今日右申渉長不可敬承然時ハ、 てみたい。 |屋事件(一月二十三日)について、「正月廿三日(一 ここで、「小松・木戸覚書」 事件勃発を把握している。 長州藩処分問題につい また、 龍馬が伏見奉行所の と、 前後の薩長関係を朝廷 西郷は幕府の決定を長州 (二月二日条) と不正確なが 再征之外無之是国乱之基也 7 「薩内話西郷杯見込へ、 士二人女二人族宿捕 捕吏に襲撃された寺 (二人小炮ヲ捕手へ 説二 藩が 廷 臣

り替えしたとする。 恐入候所ゟ御座 し大分形も違色もあしきよしに候、 と虚説としながらも、 ても言及があり、 んと申 取 更に、「今出川の薩の屋敷へ長人頻ニ入込候よし申、 居候 候 へとも此頃多分出候に付、 かゝ 候 また、「薩二分判出るの その 相成候哉」と、 趣例の虚談と存候」(二月二十九日条 薩摩藩邸に長州藩士が頻りに潜入を繰 動向は広範にわたって注視されてい 薩摩藩の贋金の 両替や抔もしらぬ 応町 奉 *)* \ 行へ 各国の金のよ 流通につ 届すはな ふりに 大ニ

たことが窺える。

申候、 いたことは注視すべき事象である。 臣の代表とは言え、ここまで薩長融和 実が僅か二ヶ月ほどで正確に伝わってい ニオン号の名義借り購入、 乗組上下致候事」との長州藩士某の回答が記されてい 郎義も舊冬上京相成西郷氏ニ面曾ニテ、 方々回船為致候、 気船も一艘薩州周旋ニテ取入相成、 睦とノ事」との問いに対し、「薩藩と者殊之外親睦相 次第」(慶応二年三月) なお、 高杉義も只今ハ山口へ出居申候とノ事、 中山の手元には来歴は不分明ながら 其外何歟共二御依頼之事二御 があり、 木戸上京および西郷との会談の事 そこには 船印之義も矢張薩印ニテ が朝廷内で喧 帰國 る。 「薩州と. 中 直 「於馬関探索之 桂ハ -山は抗 三山 座候、 伝され 薩ノ 無 口 幕的 る。 へ参居 桂小五 成 船ニ 廷 ユ

との会談の内容を木戸に伝え、 に向けた事態の推移がある一方で、 発した。 郎は京都に潜航して長州藩復権に向けたプロパ 善処を求めた。 探索のため、 村田新八・川 そして、 二月十九日、 村純義の派遣という、 広島に滞在中 黒田清隆に同行して三 ユニオン号事件の解決 ・の二月二十六日、 後述する通り、 ユニオン号事 ガンダや情 品 品川 件 Ш 田 いのため 民を出 この解 は黒 弥 決

0

京其辺の処御頼みに相成候得ども、 Ш 書簡 (木戸宛、二月二十六日) によると、 君公と君公との 左 先生 取 相

上

0

しないとの黒田の見解を伝える。そして、薩摩藩には薩長融藩主間レベルの問題であり、薩摩藩主に相談しなければ進展でも参り候得は直更よろしく、黒田も此辺の処大きに望み居でも参り候得は直更よろしく、黒田も此辺の処大きに望み居においても彼是疑惑を生し候ものも不少候様相聞候に付、元においても彼是疑惑を生し候ものも不少候様相聞候に付、元においても彼是疑惑を生し候ものも不少候様相聞候に付、元においたの黒田の見解を伝える。そして、薩摩藩には強力を持た。

更よく、黒田もこの処置を大いに期待していると伝える。

をした方が良く、その際には長州藩主の直書を持参すれば尚和に異論も少なからず生じているので、使者を派遣して挨拶

候間、 事と幾重も奉祈候。 申候」と、 可申候。 たと内情を吐露した上で、「小松、 田申処は、 不申候得とも、 する。そして、「一応の御挨拶として御使ひ参り候様有之度 ため、品川の意見として木戸に内々に申し入れることになっ :捌とは申もの 此辺の処篤と御扱取御熟慮偏に奉願上候」と、 黒田本人から木戸に申し入れることは憚れるとした 左すれば直に船の人数引取の事も論決可仕候。 小松・西郷の帰藩が問題解決の糸口となると期待 只君公より君公え御頼みに相 黒田より承り候処にては何も無之よし。 , 乍併御買入後何ぞ御挨拶有之とかも存じ 孰れ小松か西郷かゞ居らねば何も運び不 西郷も多分帰国に相成居 成候処え目をつけ居 藩主同 、くろ 薩公

ン号事件の解決に向けた交渉が進展していた。心に、「小松・木戸覚書」後の融和的雰囲気の中で、ユニオ帰結に影響を与えたと考える。このように、小松・木戸を中し懇請した。こうした動向も後の高杉晋作の薩接使任命への

## 2 薩接使とユニオン号事件の決着

要路 上 ど、交流関係があった井上聞多・伊藤俊輔は逸早くその情 元の連係を模索し始めており、 を強めたため、それへの対抗上、薩摩藩はイギリスとの高次 盟」と称して注目していた。当時、 問するとの風聞があり、こうした状況を長州藩では「 を察知していた。また、二月には公使パークスが鹿児島を訪 が広がっており、通訳官アーネスト・サトウと文通するな る中、薩摩藩とイギリスが急速に親密になっているとの認識 「小松·木戸覚書」以降、 薩摩藩の動向に歩調を合わせるべきであるとの認識を藩 は共有していた。 薩長間での藩士交渉が活発にな 長州藩としても幕府への対抗 幕府がフランスとの提携 「薩英会

候」と、長州藩も薩英会盟に素知らぬ顔で加わりたいとの意思し是も真に君命共御坐候は、難有候得共、自所望には無之と是も真に君命共御坐候は、難有候得共、自所望には無之会和の事御坐候由、弟も知らぬ顔にて其席え加り見度候。爾慶応二年二月二十日、高杉晋作は木戸孝允に「英人薩士と

依頼が重要であるとして、

薩摩藩への使節派遣を繰り返

向を示し、 くなり長州藩の国益にもなるとして、 藤と共に|薩英会盟』 を被差越 え之都合至而宜敷、 高杉自身も「昨年春輔同行崎陽罷越少々及談話候訳も有之」、 を近々するために小松帯刀・西郷吉之助が帰藩するら 薩人英夷応接近々有之由に而、 (木戸宛、 いては、 と儀候は 伊藤からも聞き及んだ通り、 藩主からの公式な沙汰を希望した。 「此度春 二月二十六日)によると、 輔同: 弟え被仰付 且御国御為之一因 の末席に連なれば英国人との関係も良 伴薩人の末席に相 小松、 候 は 高杉にその役目を仰せ 西 に可相成事に付、 難有奉存候」 薩摩藩は英国 郷なども西行之由 「追々伊藤にも承候 加候は 更に、 外 |の応接 高杉 別人 国人 伊 書 御

清隆

近 ことの 付けて欲しいと希望した。 気艦にて当処通行致候由に付、其節便船を借 であり、 また、 一々下関を通る前に藩命があれば、そこに乗り組むなどの 扂 坐 候は 一候。 薩英会盟に長州藩を代表して伊藤俊輔とともに加わる 藩命を繰り返し懇請した。 「小松・木戸覚書」意向の薩長両藩士の往 末か来上旬 非常に都合が良い状況にあるのでその点を十分に考 何卒其辺御深慮之上、 和 議以来は応接も致来候儀に付、 速に かには通船 相 行 候儀と奉存候」と、 の様子御 御周旋被下候は そして、「 坐候間、 小松、 都合は至 り候は 小 松 ` 前以命令下 難 西郷、 来も 、甚妙と 有 西 而宜 奉存 郷 順 蒸 調 敷

られ

松・ ことに留意した 速な対応が可能であると付言している。 木戸覚書」 を 和議」と称し、 極めて高く評価し なお、 長州藩は 小

親・広封父子の久光・茂久父子宛の書簡が井上によって届以書翰相添、馬関迄差送候事」と、高杉に以下の藩主毛利 と奉存、 以書翰相添、馬関迄差送候事」連名ニして御手翰被為進候付、 下候為御挨拶、 任命され、 原一誠らに根回しをした結果、 明日には相決し申上 していた村田新八らにも事情を開陳した上で迅速に対 薩行一 薩州へ ユニオン号の譲渡依頼のため、 た。 から助言されていたことも相俟って、 昨年蒸気船 條、 昨 Ė 伊藤俊輔にも同行が命じられた。 老兄に御出 し申上候都合に御坐候」 (二十五日) 早速山田前 此度谷潜蔵 小銃等御頼相成候処、 被下候都 (高杉) 二十七日には高杉は薩接使に 高田春太郎 薩摩藩 合に御坐 被差越候付、 前原等へも論し込置、 と Щ 候得は、 木戸は山 の使節 弁上 尖二御 田字右 月二 |聞多) 御 派 取 一両殿様 無此上事 衛 П 遣 計被 日には Iに滞 を黒 応 前 敬 御 成 在  $\mathbb{H}$ 

外 略 春暖之節御 依頼 相立候御様子、 被為在哉と、 仕候諸侯絶而無之、 扨天下之形勢色々変換、 座候処、 Н 為皇国可賀事と奉存候、 夜懸念此事御 先以 御 両所 乍此上御励精御尽力是祈候 座 乍恐朝威御 様 候、 御 健 追 剛 Þ 可 御遠大之御 挽回 方今除尊藩 被 成 遂 御 座 如 奉 何 欽

年之見留相立兼候得共、幸ニ相支へ歳月を歴候事も有之相迫り、挙国憤激之折柄ニ付、何時開兵端候も難計、他弊国之義ハ昨年申上候通、此節ニ至り候而者敵軍隣境迄

谷潜蔵と申者江委細申含差遣候間、宜御聞取可被下候、座候、右二付而者御礼萬々紙上二難尽候積事為御挨拶、座候、右二付而者御礼萬々紙上二難尽候積事為御挨拶、座候、右二付而者御礼萬々紙上二難尽候積事為御挨拶、極候半、富強之実相立皇威回復之策可有之歟と相考候、益候半、富強之実相立皇威回復之策可有之歟と相考候、益

蔵

(高杉)を派遣するのでよろしくお願いしたいと結んでい

る。

と、薩摩藩を称賛する。そして、長州藩は昨年お伝えした通できる諸侯は全く居らず、更なる励精・尽力を祈念している国にとって賀すべきことである。現在は薩摩藩を除いて依頼時勢において、薩摩藩は次々に遠大な策略を立てており、皇挽回はどのようにすべきかと、日夜懸念している。こうした挽回はどのようにすべきかと、日夜懸念しており、朝威のこれによると、天下の形勢は色々と変転しており、朝威の

筆紙に尽くし難いため、また、十分な挨拶をするため、谷潜はこの上ない大幸であったと感謝を述べる。そして、御礼は憚りもなく、速やかに取り計らっていただき長州藩にとっては蒸気船・小銃等の件(名義貸し)を頼んだところ、嫌疑や

乗組む手筈であったが果たせず、三月二十一日にグラバーが高杉らは下関で小松・西郷の乗船した軍艦を待ち、そこに

は地下も僻地にて、京師当地之邸など、は違ひ固陋之者も不市来六郎左衛門と薩接使について談判に及んだところ、「実摩藩邸に潜入した。小松・西郷は不在であったため、側用人横浜の帰路に下関に立寄った便船に同乗して長崎に至り、薩

恐惶謹白

案内すると、事実上、鹿児島行きを断念することを逆に提案・「「大」でいる。と、東」と、鹿児島は僻地にあり、京都や長崎の薩摩藩邸とは、東」と、鹿児島は僻地にあり、京都や長崎の薩摩藩邸とは城下え御出浮無之而は不相済候得は、素より御誘引可致と之城に付、当邸にて御済せ被下候は、却而仕合申候、乍爾必少儀に付、当邸にて御済せ被下候は、却而仕合申候、乍爾必少儀に付、当邸にて御済せ被下候は、却而仕合申候、乍爾必

済せ候事に御坐候。鹿児嶋迄参不申とも、随分薩邸の面様も当御邸にて市来引請、御書相渡幷御進物等も差出、御使者相高杉は市来の提案を受け入れ、「御書之御趣意も内々申入、

き幕長戦争における薩摩藩の援助を期待する。

更に、

昨年

いく意向を持っているのでどうか洞察して欲しいと、来るべ益々薩摩藩とは交諠の関係が変わらない様にし、懇切にして富国強兵を実現して皇威回復の策となると考える。よって、

るとも計り難い

が、幸にも薩摩藩とは支え合うことができ、

された。

今に至っては幕府軍が国境まで迫り、

何時兵端が開かれ

なかった。 俟って、 終了してしまった。 相明 征が間近に迫ったことから、グラバーの反対もあり実現は、 書簡および進物などを市来に渡し、 ŋ 薩接使にはあまり関心を持てなくなっていたことも相 候 淡白な対応になった。 事御坐候」 と 高杉は伊藤と共に上 藩主父子の書簡 なお、 その密航計画は長州再 薩接使の任務をここで 海 の内容を説明し、 0) 密航を企てて そ L

なか 邦所 幹に五人書生を遣せし也。 を持つ藩士は多数存在し、 の十分な対応は難しかった。 密事項を市来から聞かされており、 成立は一部の要路しか承知しておらず、 らであり、 なかった。 薩摩藩にとっては、 かった。 不及 高杉は「薩には家老新納刑部、 H ていない現状での薩接使の受け入れは憚られ 々外国の事に手を附候様子に御坐候。 パークスの鹿児島招聘の準備も相俟って薩接使 小松らが帰藩したばかりで、 薩摩スチュ その時点での薩接使は必ずしも欲して 金も余程入る様子、 ーデントや米国留学 かつユニオン号についての検討も 何よりも、「小松・木戸 薩長融和 五代才助、 長州藩に対して反感 藩政改革はこれか の進 既に昨夜も米利 子生に関 不敗顧、 先日英より帰 展は た。 わる機 間 厂覚書\_ 是我 違 方

b 0 その後、 返書を長崎に居た五代友厚に求めていた。 高杉は藩主父子の書簡に対する久光・茂久父子か 五月二十六

> は件 すも が、 赴くので、 て岸良彦七が英語習得のため長崎に来る際に返書を持参する 持参為仕候付御落手可 承得申候間 その際に平田平六と共に返礼使として二十 Ŏ,  $\overline{\mathcal{H}}$ 々国許へも促置申候処、 代は高杉に 此節英学修業出崎之序持參い 返書を受領して欲しいと申し送っ 明日平田平六と申すもの相添陸行登足、 書簡 被成下 を発し、 -候』 と、 頃日岸良七之丞弟岸良彦七と 「御返翰 たし候・ 五代から 條之儀被仰 由 Ł の催 に付、 日に 促もあ 馬関 下 聞 形 迄 Ħ

 $\exists$ 

何らかの しながらも、 の見通しを示した。加えて、五代は具体的な内容は不分明 に回航されるはずなので、その時に長州藩に引き渡されると 廻船之上早々可申上候」と確かなことは不分明としなが 国許よりの掛合に当月下旬来月初旬には当崎へ については、「桜島丸一條も何たる模様も相分不申 聞取可被下候」と、この間の返礼使が遅れたことについ また、 藩地との交渉によって今月下旬ないし来月初旬には長崎 其上は則御引渡申上候と相考へ候付、 使節に直接詳細を聞いて欲しいとしながら、 提案がなされることを示唆してい 五代は「今日迄延引彼是之儀は彦七平六より 返礼使からユニオン号問題 の解決についても 何分之儀は桜島 廻船之筈に ユニオン F候得 御 丸 7

ŧ,

付、

は、

に対し 良・ 平田は六月六日に下関の伊藤を訪ねたが、 此度薩藩使節岸良彦七、 平 田平六両人先達而之御 伊 藤は

戸

考候 あった。なお、 かった旨、 に基づいたものと窺われるが、 は尚亦 簡 べは、 持参之由 爰元に而為受取候も余り疎 細御 かつ薩摩藩への伝言等があれば都合が良いこと、 便利よき事と奉存候 申し送った。 面話 九州辺情実御直に御聞取且は薩へ 返礼使が伊藤を訪ねた事由は、 関 奉願候」と、 地にて受取而 これは、 返書の受領を下関では 而 も不苦事と奉存 略 返礼使から九州 総じて薩長融和における伊 Ш 候 口迄罷越呉候様 付 と判 御用等も有之候 候処、 高杉からの要 断 したためで 0 事情を聞 行 相 緊相 わ 頼 ま な 申

大の 渡しを言明 厚遇を得 世子広封から直々の接待を受けるなど、 を果たした。 薩州より、 多飯 御茶屋ニおゐて若殿様え拝 岸良らは九日に山口入り ・懸案事項であったユニオン号事件は最終的な決着を迎え 1.贈物壱種以御使者被為進、 後え被召出、 た。 しており、 先達て谷潜蔵被差越候御答礼トして御返書、 岸良らはその場でユニオン号の長州藩 間 御酒頂戴被仰付候事」とあり、 0 事 情 Ĺ は 譝 翌十日 前年十一月以来の薩長間 被仰 柏 昨 村日 Ĥ 付、 Ш には世子広封との 記 殊の外長州藩側から 口参着二付、 御内々三所物被下、 五」によると、 岸良らは 今日湯 0 引き 沁謁見 この最 外

## 品川弥二郎の京都潜航と薩摩藩の動向

3

る防 品川、 対抗 摩藩 助  $\exists$ 周旋活動に備えた。 川は広島に到着して滞在中の赤川又太郎 て上坂して、 孝允・黒田清隆らと共に帰藩してい 川は木戸と共に上京し、「小松・木戸覚書」 (岩国領)・桜田大助 藩廟は品川に黒田と共に広島に赴かせ、 長士民合議書 は朝廷・諸藩に呈する陳述書および一般に広く流布させ 措置を講じ、 の全面サポートによる品川 0 時 期 の薩長融和の 幕府の状況を探ることを命じた。二十二 二十九日には上京の途についた。 (士民歎願書) 伸展に (宇和島藩) らと会談し、 一弥二郎 おける特筆すべき事 を木戸に要望し、 たが、 の京都 (長州藩)、 慶応二年二 また時機に応 の成立後に木 潜航である。 この 京都での 項 塩谷鼎 月十 府 日 は 間 0 川 戸 薩

の役割は看過できない

懐中仕 見合せ、 周旋方針を開陳した。 に乗り込み、 三月四日、 は見合わせ、 候32 浪 機に臨みて差出方可然との事ゆ (士書面、 と助言を得たため、 小松帯刀らの薩摩藩要路と面会し、 品川は天保山沖に停泊中 機会を見計らって差し出すことにした。 士民歎願書などは日々手筋を以四方に配 小松から 朝廷 「天朝 諸藩 幷 'n 薩摩藩艦 列藩え之書 0 其旨に随 陳述書 船 面 れ 1の早 ひ今以 は暫く から 邦 期 丸

と木戸に報告した。 防長士民合議書を広く 申 三月六日の京都薩摩藩邸への潜入後は、 意外之手筋等も有之、 流布させており、 御 所中 御所 えも数部 浪士書面および 、も数部間 分配 配った 仕 候

事項 もかも決めてしまい、 条斉敬・朝彦親王と一会桑勢力が合体をして、 まて之事にて、 ども尹宮と合体、 局には差しあたって変化はないとしながらも、 ・増しに衰えていると歎じる。そして、「此節は二条殿下 で聞くに止まり、 表方の御会議にて、 恐多事ながら朝威は日にまし衰微」と、 何も尹条一会桑の処にて内決之上朝廷御会議と相 川は「京着之上形勢目撃仕候処、 未前之事は丸而洩れ不申候よし」と、 尹宮は会賊を頼み、 情報も隠蔽されていると訴えた。 朝議において国事 国事掛之御方々様も唯決議之段御聞 殿下は橋姦を御依 御用掛の廷臣は 上京後の中 事前協議で何 強 朝廷の権威 而 珍 事も 摂政二 決定 類遊 央政 成 無

保所 年以上にわたって、 情勢を逐次報告し続けた。 寛 義ら 有 Ш 海 0 はそれ以降、 江田! 長 が 利 秋 屋 品 信義 Ш に潜み、 篠原国幹 のサポー 大山巌 薩摩藩邸や石薬師にある大久保邸 途中何度か暫時の帰藩はあるもの 政治活動を実行しながら木戸に上方 トをしていた。「小松・木戸 永山弥 その 吉田清右衛門 間 郎・児玉源之丞 薩摩藩士では伊 Ш П 鉄之助 伊 地 0 厂覚書\_ (大久 集院 知正 Ш

> 合は、 に基 御座候得は無此上 半之ライフルい 密な関係が構築されており、 欲しいとする。 方平が上京するとのことなので、 を依頼していることが分かる。そして、 の後も小松と書簡のやり取りをしており、 り候へは、岩下氏も近日上京と相成候かの由其節に相 付十分に行届き兼候事と存候得共、 また、 (大久保) 言づい 折を見て大久保へも依頼して欲しいとし、 た、 木戸は三月三十日、 翁へも程克此次第御噺 薩摩藩による徹底的な厚 木戸の帰藩後に、 か、之都 候」と申し送ってい ③ 合に相成居 品川に 品川を媒介として意思疎通が 岩下にも依頼して決着し 薩摩藩要路とのより一層 候哉、 被 よき御序も御座 「小大夫へ相頼置候四 る。 成候而 遇振 小松が多忙過ぎる場 これ 更なる武器の斡旋 定而多務之折 ŋ 御 が 頼 によると、 窺える 可被下候 一候は 運事に 大 承

市

領されず、 より武家伝奏・飛鳥井 仲々六ヶ敷被仰立、 分は留守居内田 長戦争開戦 なお、 無之候。 機会を見ていた朝廷・諸藩への ようやく預かるとして渡したものの (六月七日) 神 は即日布告廻状に相 :之助 漸く預りと申処に相決し、 雅典を通じて出されたが、 (正風 後の七月二十二日に至り、 伝奏飛鳥井殿へ持参之処、 成35 陳述書につい 朝廷 今以何たる事 何ら反応は なかなか受 へは内田 一天朝 て、

な成果と言えよう。

分になされていることが窺える。

「小松・木戸覚書」

b

艘着坂、多人数上京、会なと大狼狽之処へ当邸よりの上書はく、一方で諸藩には即日に回覧が叶った。また、「蒸気船ニ

京したため、会津藩は非常に狼狽している。と、薩摩藩の二艘の軍艦が大坂湾に入港し、多数の兵士が入と、薩摩藩の二艘の軍艦が大坂湾に入港し、多数の兵士が入有之、続きて陳情書も差出旁都合よろしく御同慶奉存候」

間違いない。

していたが、ここに至り、薩長両藩は連携している事実を満幕府の失政を挙げ、長州再征に大義名分がないことを論じ、意典に処して国内を整えて対外問題に対処して中興の功を遂寛典に処して国内を整えて対外問題に対処して中興の功を遂度典に処して国内を整えて対外問題に対処して中興の功を遂度共に処して国内を整えて対外問題に対処して中興の功を遂に朝廷・諸藩へ伝達・回覧している事実は看過できない。後に朝廷・諸藩へ伝達・回覧している事実は看過できない。後に朝廷・諸藩へ伝達・回覧している事実は看過できない。後に朝廷・諸藩へ伝達・回覧している事実を満め、あからさまに長州藩と同一歩調を取っている事実を満していたが、ここに至り、薩長両藩は連携している事実を満め、あからさまに長州藩と同一歩調を取っている事実を満していたが、ここに至り、薩長両藩は連携している事実を満していたが、ここに至り、薩長両藩は連携している事実を満

る。一方で、廷臣は幕府のやり方に不満を抱いていても、対喜や有栖川宮熾仁親王まで配布をしていることが確認でき御様子なれ共、如何せん御微力にて致し方無御坐候」と、慶其外へも直に写し差出し置候。堂上方も内実は余程御憤懣之より二通程手を付置候間、是又御承知可被下候(略)帥宮様より二通程手を付置候間、是又御承知可被下候(略)帥宮様なお、「大手よりは親玉様(慶喜)へも通し不申故、裏手

天下に公表したことになる。

とを命じた。

二条斉敬・一会桑勢力にとっては厄介な存在であったことはを展開しており、薩摩藩の後ろ盾があるだけに、朝彦親王・る。いずれにしろ、品川は木戸と連携しながら京都での周旋抗できるだけの力がないとして、忸怩たる思いも吐露してい

命じ、 た。 昭 伝達し、もし出頭の該当者が病気の場合は名代を差し出すこ 月十五日を限りに長州藩主父子(毛利敬親・広封)・孫 して、三月二十六日に至り、芸州藩主浅野茂長を通じて、 時間を浪費しているのみの現状に焦燥感を募らせていた。 広島出頭を命じたものの、長州藩の態度は要領を得ず、徒に 向して長州藩の処分を申し渡すため、 ところで、慶応二年二月七日、老中小笠原長行は広島に下 更に四月二日には、二十一日を限りに広島に出頭すべき および末家藩主・宗家家老が広島に出頭することを命じ 中老雇・宍戸備後助に帰藩してこの命令を藩主以下に 末家藩主・宗家家老 完 そ

右衛門介・福原越後・国司信濃)の家名を永世断絶すること給して家督とし、家政一新・領内鎮静に努め、三家老(益田居、広封を永蟄居に処し、元昭に二十六万九千四百十一石を時、広封を永蟄居に処し、元昭に二十六万九千四百十一石を助(病気を理由に出頭せず)および支藩主名代を国泰寺に召助(病気を理由に出頭せず)および支藩主名代を国泰寺に召助(病気を理由に出頭せず)および支藩主名代を国泰寺に召り、「大田の名代宍戸備後

大坂を出航する前

 $\mathbb{H}$ 

の三月四日、 地二

大久保一

蔵

に書簡を発し

るように鹿児島に申

し送った。

長御

所置之義は其御

而承候に相替候事も無之、

併地

そして九日、 小田 助〉・太田市之進)を広島に出頭させることなどを命じた。 し芸州藩に預けた。 し渡した。 ·北条頼 村素太郎 兵衛 小笠原は宍戸備後助・小田村素太郎を突然拘禁 ·村田次郎 加えて、 前原 藩士十二名 誠 |郎・佐々木男也・広沢真臣・天野 ・林主税・山県半蔵 (高杉晋作 : 木戸孝允 〈宍戸備後

軍の 幕府は和歌山藩主徳川茂承を征長先鋒総督、 六月五日を期して進撃すべきことを達した。 その約束を反故にした場合は進軍開始を命じることを浅野か 同副総督として、 ら経幹に伝え、 請した。 るため用人香川源左衛門を派遣、 征長諸軍指揮のため、 五月十八日、 七日に至って開戦の火蓋はとうとう切って落とされた。 取締として広島に派遣した。六月二日、 宗藩主毛 間 小笠原は二十日にそれを受諾することとし、 0 日に到着し諸軍に長州藩問罪の幕令を達した。 薩摩藩の動向 従軍諸藩に対して長州藩が奉命しない場合は 吉川経幹は芸州 利敬親の奉命を二十九日に延期することを懇 若年寄京極高富 であるが、 軍艦翔鶴丸で広島を発して小倉に向 藩主浅野茂長に仲介を依 浅野を介して書を小笠原に (峰山藩主) 小松帯刀は帰藩のために 小笠原は 老中本荘宗秀を 五月二十五日、 を四国征長諸 一方で 九州方 そし 頼 す

> の 国 0 0

と面談した結果を報じた。これによると、 井が直接聞いたとし、 寛大な取り扱いになる含みであるとのことを板倉老中から吉 いとしながらも、 向して長州藩に伝える処分内容は、 ニ相成含之由、吉井ゟ承申候」と、行御取揚等之義は全表向之処ニ而、 十万石の削減は表面的なもの 戦争に突入することはないとの楽観 京都での伝聞と変わらな 吉井友実が老中板倉勝 実ハとふとか寛大之取 小笠原が広島に下 で、 実際には 扱

が継続している。

なく、 これなき生れ、 れるに足らず、 成し下さるべく候」と、至当至理の行動をとる限り幕府は恐 道を踏み付けて参り候えば、必ず俗眼よりは驚く訳に御座 するとの噂があったことは事実である。 ているとの風聞があった。 なお、 ゆるみこれあり候えば、 迚も俗説を以て驚かし候共、決して畏るるものに 殺すのとの説紛々に御座候」と語っている通り、 元に隙が生じれば、 又手を出し候儀は出来申さざる事に御座候間、 この時点で西郷吉之助に対する嫌疑が幕府に存在 西郷に手出しなどできないと断じて、 罪人の名を免が 幕府が西郷を罪人として捕縛 直様幕府の罪人と呼ばれ、 西郷自身が れ候儀 「私には始終安気の 向これ しかし、 なく、 西郷 にてこれ は 薩摩藩 縛する 処刑 大 間 元

の件について、 小松は 「かの西郷云々之条も板倉侯江 同

本件は事実には反すると考えられるが、このような過激な言 ような説を指示したら大変なことになると、大いに驚愕して 変之事と大に驚愕之体に有之候段咄申候、 いる様子を伝えている。板倉が一切を否定しているように、 尋ねた。それに対し、板倉はこうした事実は一切なく、その 人ゟ申上 幕府の西郷に対する嫌疑の風聞の真偽も吉井から板倉に 候処決而左様之事は無之、 其様な説を申触候而は大 御一笑可被下候\_

堀直 中々ヒトク、 基本方針に則ったものであるが、鹿児島の状況にも配慮せざ が、三月一日に小松・桂久武・西郷・吉井らは帰藩のため離 西郷に対する過度な警戒心が存在したことが確認できよう。 るを得なかった。一月二十一日に大久保と同行して帰藩した 京しており、 ところで、この段階での薩摩藩の在京要路の布陣である 小松らの帰藩は、 小松・桂・岩下・西郷氏抔、先生達ノ早ク下り有之、 太郎は、「御国許モ今少シ共ハ開ケ候 大久保が中心となって周旋活動を実行してい 何事モ到来候丈無之、 中央政局から距離を置くとの薩摩藩の 固陋昔日通ニテノシ不 ヤト存下候処、

> 革など実現できるはずもなく、帰藩を待ちわびていると伝え もので、 こうして、慶応二年三月以降の中央政局は大久保を中心に委 ており、こうした藩内の反改革派の存在も一因していよう。 あって辛いことである。小松らが早々に帰藩しないと藩政改 労的に変化しているのではと考えていたが、なかなかひどい 何事も変わっておらず、 固陋な状態は昔のままで

### 4 出兵拒否を巡る大久保一蔵と幕府の攻防

ねられることになった。

松・木戸覚書」の交渉時や寺田屋事件後の西郷の動向などが 説が実しやかに喧伝されていることは看過できない。「小

幕府によって探知され、そのことによって、幕府の薩摩藩・

固とした出兵拒否を在坂幕閣に申し入れることにした。 うした情勢を踏まえ、 頭することを命じたことから政局は俄然騒がしくなった。 十一日に変更)を限り、藩主毛利敬親・広封父子が広島に出 藩要路ではあったものの、 じていた。実際の開戦の可能性は乏しいと判断していた薩摩 再征における攻口の部署を定め、 合いを強めていた。 小 松帯刀らが鹿児島に帰藩後、 前年の慶応元年十一月七日、 薩摩藩は 小笠原が四月十五日(その後、 長州再征の不可を論じて、 薩摩藩には萩口第一陣を命 幕長関係は俄かに緊迫の 幕府は長州 度

前大納言殿総督トシテ差向ハレ、 城で老中板倉勝静と会見し、上申書を提出して一一昨年尾 月十四日、 大久保は大坂留守居役 伏罪ノ筋相立チ解兵マテ相 ・木場傳内と共に大坂

鹿児島の事情を述べる。これによると、

藩内はもう少しは開

変革無之候テハ不相成ト申事ニテ、折角相待申事ニ候」と

明

軍は至急上京せよとの朝命も受けなかった。 とされ 再討仰出サ と、この間の経緯を語り幕府の対応を厳しく非難した。 らざる企てがあるとして長州再征を唱えて将軍進発となっ 徳川慶勝を総督とした第一次長州征伐によって、 候処、 -御請無之ノミナラズ、 た。 却テ御譴責全様ノ御都 しかし、 御 |進発相成リ」と、元治元年 幕府の 却テ容易ナラザル企有之ヲ以テ、 。譴責の態度は変わらず、 合ニテ、 就中神速御上洛 その上、 (一八六四 服罪 しかも将 容易な ・解兵 た 御 朝 0)

対する寛典論を無視したために国内で物議が沸き起こってお 議喧 廷ヨリ時 趣意モ在セラレ候処、 することは明白であるとして征長の非を論じた。 に今日に至り、 天下ノ乱階ヲ開カセラレ候事実明白ニ御座候\_ 恐懼に耐えないと訴える 恐惶ニ堪ヘザル次第ニ御座候」 世相応ノ御処置ヲ以テ、 「終ニ今日ニ立至り、 長州再征の日時が沙汰されたが、 御奉戴無之由. 寛典ニ処セラレ候御達 御討入時日御達相 伝聞仕リ、 Ł, 朝廷の長州藩に 天下ノ衆人物 更に、 内乱に発展 と 成候 つい ブ御 ヘド 朝

天下 義名分を立て、 タシ候様ニ無之テハ、 名分大義判然ト相立チ、 続けて、 国家の一大事であって後世の正史に恥じることがない 「征伐ハ天下ノ その罪を鳴らして、 至当ト 重典国家ノ大事、 其罪ヲ鳴シ、 ハ申シ難 朝命を聞かずに対応する 候 令ヲ聞カズシテ響応 後世青 長州 史 再征 三恥 大 は ザ

> n 州

聞届下サレ候様奉願」と、 ことがないようにしなければ、 要路から言上するように言われたと締めくくった。 おいて拝命し難いとして薩摩藩の出 仮令出兵ノ命令承知仕候トモ、 「天理ニ相 板倉は論弁して却下 戻り 候戦討 しようとしたが、 自然の道理に反する戦争は大義 ハ 大義ニ於テ御受ケ仕リ難 止ムヲ得ズ御 至理至当とは言えない。 兵を辞退し、 大久保は反駁 断申上 これは京 これに対 間 御

拒否の姿勢を貫

いた。

て、

二候哉 当はないとして建言書の差し戻しを峻拒 て、 意ニ候哉、 出兵勝手ニいたし候趣之御趣意ニ無之」と、 立至り候間、 としながらも、 言論を塞いで下からの意見は取り合わないとの趣旨かと述 示されていないとし、「出兵之儀勝手ニい 九日にようやく実現の運びとなった。 再提出を行うために板倉との再面談を執拗に求めたため、 岪 に対し、 四月十七日、上申書が一 板倉を激しく非難した。 征であって、 と、 又は言路を御閉塞、 大久保は以下の六ヶ条を挙げて、 出兵の有無は勝手にしてよいとの 右 書面之趣意二而御落手相成兼候、 勅許を得ており、 大久保の非 方的に戻されことから、 板倉はその言い分を尤もなこと 難は当たらない 下より言上不相成と之御趣意 「天幕御一定之上、 大久保 たし候様と之御 その事 朝幕 と回答した。 は 趣旨 却 府には至理 言路を塞く 下の事由 曲とし 致した長 か、 今日 趣 が は

### 以下を挙げた

- 意御奉戴無之第一ヶ条丁幕御一定と難心得次第は、長州御征伐後神速御上洛之
- (3) 朝廷寛大之御趣意を以、 相成候事、 候得共、 至当を失シ、 暫く閣き、 終ニ御再討御進発と被仰出、 御趣意御奉戴無之第三ケ条 禍乱を生候而は不相済、 何分早々致上洛候趣、 内外危迫之砌、 大軍を引き御出張 重而御沙汰相成 長州 大勝父子召呼 御 所置 之

理至当の処置をすべきとの朝命の峻拒を挙げている。

を、終ニ閣老より御返上相成候儀、上下顛倒、不敬之大公江勅語を以云々御直達、尚関白様御書ニ而被相渡候公江勅語を以御真翰被成下候御賦之処、推而御拒ニ相成、大樹種発之序、御上洛御参内相成候処、御内実寛大之御趣

罪御

趣意御奉戴無之第四ケ条

(5) (6) 御下 昨九月廿一 人致来船、 御 ·坂之上軍勢を張、 趣意御 日長州御征伐勅許御申受之節は、 内外未曽有之御大事ニ付、 一奉戴無之第五ケ条 諸候江御出兵之手当を被仰渡候 賢候を被召、 折 柄摂海江 天

下之公評を以、

御至当之御所置被成度御趣意二候、

御評

成候得共

是非御拒被成、

強而

勅許御申乞相成候

### 御趣意御奉戴無之第六ケ条

め、 長州再征の勅許を獲得した際、 翰を拒否し、 大軍を伴う将軍の率兵上京、 卿の出府を求める暴令、 として長州征伐後の将軍上洛の朝命拒否、 これによると、 内外で未曾有の大事件の勃発と捉え、 大坂で諸侯に出兵を求めるなどの不敬の大罪 公武合体がなされていないとし、 朝命を無視した長州再征と銘打 参内時に寛大の処置を求める宸 外国艦隊が摂海に闖入したた 賢侯を招集して至 長州藩主父子 その った 根 五.

と非難した。 る。 開港を差し止める朝命に反しており、 面御渡相成候よし、 する姿勢が天下に示されなければ人心は安定しないと切言 心することは叶わず、 人心ニおひて難安」と、 御奉戴之廉天下ニ顕れ候様無御座候而は、 中々安心難仕、 大久保は続けて、「天幕御 また、「兵庫開港之一条、 反覆之次第二而, 乍恐脅朝廷、 朝廷より御書付顕然被差留候御趣ニ 朝廷を脅し勅諚を矯って、 御重罪無此上儀二無御 朝幕が一体と言われてもなかなか安 矯勅諚と申御断ニ茂相当 龍動府之約定通、 定と御沙汰承知仕候 この上ない重罪である 当分ニ而は天下之 座 哉 朝廷を奉戴 御開之御書 と 而 茂

下候様、迚も御落手難被成趣ニ而、御下ケ相成候共、決而御そして、「何分御反省被為在、言上之趣虚心を以御聞取被

言をぶつけることが可能であ 請取 慮があったからであろう。 及ばない ることながら、 理詰め 難申上段申切候」と、 藩士に過ぎない大久保が老中に対して、ここまでの 限 b 0 申 薩摩藩に対する幕府の過剰なまでの警戒と遠 建言書の差し戻しは認めがたいと申 L 分の ない 幕府が反正して言上 幕 ったのは、 府 批判 出兵拒 幕府の権威失墜もさ 否事 の内容を聞 由であ i 虭 Ź き

により沙汰止みになった。 ということになったが、 わって岩下方平が下坂して同役として出頭したい旨申し出 津伊勢に召命があったが病気で叶わず、 重役を呼び出して評議したいとの意向を示した。 倉と会見したが、 下は二十八日に帰京した。五月二十六日にようやく岩下が板 これに対し板倉は、 板倉は何故か伊勢にこだわり、結局沙汰止みとなって岩 藩主茂久の署名であれば建言書を受領する 建言書は一時預かりとし、 第二次長州征伐が開戦となったこと 四月二十一日、 後日、 その後、 在 た 島 京

の中心にいたのが大久保であった。

0

保宛、 大久保の周旋について、 五月二十九日 によって確認したい。 鹿児島での反応を西 郷 書簡 (大久

持前とは申し 閣老へ建白書御持参にて御討論の段、 難く雀踊 余程大久保が出来たと御意遊ばされ、 此 ながら雄 の事に御座 々敷御 候。 論 御 は建白の 実に御 毎ながら貴兄の 書面と云い、 両殿様御満足 我共に 到 遊 御 御

ル

になったとされるが、 岩下方平といった在京家老や上方留守居役は一 摩藩の基本方針に沿った中での出兵拒否に邁進しており、 断専行の行為であり、 でいる状況が窺える。 褒めており、これを見た西郷も自分のことのように喜び勇ん 判断は久光の許容範囲の中での行動であった。 これによると、 ŋ 御定めこれあり候儀御国家の美事、 て、 議論と云い、 鹿児島が広き様覚え申し候。 幾度も感誦 久光・茂久父子は大久保の活躍を手放 相対して優劣これなく、 この間 この事後承諾によって、 此 「小松・木戸覚書」 の因循国も正 の薩摩藩の周旋は、 御察し下さるべく候 論国と相変じ候心持に 同様、 後世青史に正著た 誠に天下 致団結 ますます強気 この大久保 大久保の 島津伊勢 . 0) 耳目 して薩 独

居申 座候、 二相 幹 • た。 七日であったが、 ï 薩摩藩 候 小倉表迄罷下り申候、 成 黒田清隆書簡 ノ風説モ御座候、 開戦直前の大久保への一報は下関滞在と思料する篠原 閣老小笠原 去ル朔日ノタ、 0 先大略御届申上候」と伝えられた。 努力にも拘らず、 的確な情報が大久保に齎されている。 ニモ、 (六月五日) であり、 芸州表 弥五日ニ御討入ノ旨命諸藩 一日 決テ九州辺出立ノ指揮トシテ罷 モ随分五 幕長戦争は秒読 昼 一過廣島 H ?表蒸気 二討入ノ情 「長防事件モ弥手切 船 み段 実際の開戦  $\exists$ 階 実ト 1) へ布告御 とな 出 帆 玉

禁や交渉決裂等の状況も併せて、薩摩藩に伝えて欲しいとの 見候ハ、直様報致之儀、 戦になった場合、直ぐに長崎・鹿児島等に知らせて欲しい 後助幽囚ノ始末、及書面返却・応接手切之儀等相達呉候様 田了助様ヨリモクレ~~御申置相成居候事故、 戸孝允から書簡 太郎書簡 ところで、 黒田清隆からも再三言われているので、 幕府との交渉が決裂して開戦が秒読み段階となった。 (黒田 鹿児島 前が昨 清綱 日届き、「幕府応接手切ニ相 川畑篤行・大山綱良宛)にの通報については、六月四 御地並ニ御国等へ急速相達候様 宍戸備後助の拘 此度之次第備 によると、 成、 日の中岡 戦端 開 黒 木 慎 相

あった。 軍との戦闘にあたって、 州藩まで回航して欲しいと中岡を通じて懇請している。 別テクレ 儀モ、 て鹿児島から回航され、 ŋ 加えて、 ずれにしろ、 カ、ル切迫之形勢候間、 [から回航され、幕長戦争で使用されることになる。 <sup>②</sup> なお、ユニオン号は十六日に下関に坂本龍馬によっ 艘でも多くの軍艦を欲していたための強い要請で (~御願申上呉候様」と、ユニオン号を大至急、 木戸は 薩摩藩・大久保の出兵拒否の 「且又御国ヨリ御周旋ニ相成候桜島丸船之 長州藩の最大の急所が海軍力の差で 何卒急々御差廻シ被下候様、 周旋活動は 幕府 長

にとって、この上ない援護射撃となり、

小松・木戸覚書」にも合致し、

幕長戦争の開戦前の長州藩

かつ薩摩藩の存在が

ない。幕長戦争を闘い抜く上で大きな後ろ盾になったことは間違い

### おわりに

慶應元年閏五月の木戸孝允・坂本龍馬会談を起点として、といた。本件の早期決着の必要性は薩長間で共有されてればならないユニオン号事件の解決という大きな障壁が存ればならないユニオン号事件の解決という大きな障壁が存在していた。本件の早期決着の必要性は薩長間で共有されており、特に小松と木戸にとって喫緊の課題として認識されており、特に小松と木戸にとって喫緊の課題として認識されていた。

木戸の伝言を中岡は黒田清綱らに齎した。

決着を迎え、長州藩は幕長戦争でユニオン号を使用すること 入れたい木戸の要請に応え、村田新八・川村純義を長州藩に 高に戻すことに成功する。その後、なかなか伸展を見せな かったものの、六月に岸良彦七・平田平六が長州藩に派遣さ れ、ユニオン号の帰属を長州藩とすることを明言したため、 れ、ユニオン号の帰属を長州藩とすることを明言したため、 れ、ユニオン号の帰属を長州藩とすることを明言したため、 なかなか伸展を見せな がったものの、六月に岸良彦七・平田平六が長州藩に派遣さ れ、ユニオン号の帰属を長州藩と がったるの。 大至急軍艦を手に

が叶った。

子の島津久光父子宛の書簡を託した。 た。 色を示されて実現に至らなかった。 は薩摩藩側から受け入れ態勢が整ってい ることを繰り 作であり、 イ 薩摩藩は内的には長州藩との連携を深めていたが、 長州 ・ギリ 藩廟の中心に座った木戸は、その要求を認めて藩主父 路線に加 藩はその動向を逸早く掴み、 えとの 伊藤俊輔と共に藩廟から正式に薩接使に任命され 返し懇請した。これに対し、 わることを模索した。 関係を最優先し、 急速に親密度を上 その中心人物が高杉晋 薩摩藩が進める しかし、 ないことを事 「小松・木戸覚書\_ 高杉の薩接使 一げてい 中田に難 外 一薩英 的に

俄然政 n 木戸 よる朝廷・ ていたが、 中小笠原長行が長州藩に対して最後通牒を行ったことから、 力にサポ の可能性は低いと考えており、 た。 ために帰藩しており、 潜行があった。 小松・木戸覚書」の最大の成果として、 广覚書」 幕 局 ば 府は大久保からの上申書を却下したものの、 ートするに止まっていた。 の成立 この段階で老中板倉勝静に対 諸藩等に対する長州藩復権に向けた周旋活動を強 混迷を極め開 当初の在京の薩摩藩要路は幕長戦争の勃発 後 小松・西郷吉之助らが藩政改革の 大久保 一戦が現実味を帯びてきた。「小松・ 品川の情報探索や陳情書等に 蔵が中 しかし、 -央政 し出兵拒否を申し入 品 兀 局 Ш 月に至って老 0) 舵取 弥 大久保 いりをし 郎 推進 0) 京

h

É

く非難し、 は板倉との再面 出兵拒否を貫く姿勢を崩さなか 談を執拗に求め、 幕 府 のこの 間 の対 応を激

察し、 び西郷との会談、 る西郷の認識やユニオン号の名義借り購 件が最終決着に至ったことを論証した。 代の尽力によって岸良・平田 なかった高杉が長崎に居た五代友厚に要請したことから、 まなかった解決に向けたプロセスは、 結びつけたことを明らかにした。また、 州藩に派遣され、 小松・木戸覚書」 本稿では、 確に掴んでいることを明示した。 木戸が両者の来訪を自身の政治的権威の大幅な上昇に 「小松・木戸覚書」 ユニオン号の鹿児島回航となっ 寺田屋事件などの情報を数ケ 前後の薩長関係、 の派遣に繋がり、 の成立後に 例えば長州再 薩接使の役割を果たせ なお、 その後遅々として進 木戸 村 角の  $\coprod$ 朝廷・廷臣 ユニオン号事 アの上 た経緯を考 間にか 征 Ш 京およ 村 が 五. 長

なお、 摩藩 しており、 号事件解決 迫った幕長戦争での援軍を期待していたことを明確にした。 命する経緯を明示し、 し藩廟に働きかけた結果、 また、 0 黒田 厚 高杉が「薩英会盟」に長州藩も加 誼に謝すると伴に、 これも薩接使派遣を促したことを論じ、 のため長州藩から使者を派遣することを強く要請 清隆が品 Ш 高杉に託された藩主父子の書簡には 弥二郎を通じて木戸に対し、 木戸 更なる融 が承認して薩接使に高 和促 わるため、 進を求 か ユ ニオ 心杉を任 n 返

定の効果を齎したことを提示した。
杉は薩摩藩の機密情報を入手するなど、薩長融和の伸展に一

対応を取っていることを指摘し、幕府の薩摩藩・西郷に対すするとの風聞があり、薩摩藩は板倉老中に真偽を質すほどのお、「小松・木戸覚書」成立直後に幕府が西郷を捕縛・処刑州藩支持の強力な意思が存在していることを明示した。なの段階で朝幕双方からの嫌疑など意に介さない、薩摩藩の長塵摩藩のサポートについて、その具体的な実態を解明し、こ更に、品川の京都潜行およびそれに伴う周旋活動に対する

る過度な警戒心が存在したことを論じた。

光が事後承認している事実を明らかにした。 米が事後承認している事実を明らかにした。 大久の言動が可能であった事由として、薩摩藩に対する幕府の過 当がないとして痛烈に非難する状況やその根拠を明示し、そ 利なまでの警戒と遠慮があったことを指摘した。また、大久 利なまでの警戒と遠慮があったことを指摘した。また、大久 の言動が可能であった事由として、薩摩藩に対する幕府の過 当がないとして痛烈に非難する状況やその根拠を明示し、そ の問旋活動は久光の幕府への出兵拒否の申し入れおよび幕閣

することに成功する。一方で、薩摩藩は「薩英会盟」を推し藩に対する支持を精神的支柱として、長州藩は幕府軍を撃退され始めた。そこに幕長戦争が勃発したため、薩摩藩の長州東を固め、人的交流が飛躍的に拡大し、真の同盟関係が構築「小松・木戸覚書」の成立によって、薩長両藩は急速に結

題という外交における最大の懸念材料が目前に迫り、いよい題という外交における最大の懸念材料が目前に迫り、いよいた。長州藩処分の決定がままならない中で、兵庫開港問度活動が始まることとなる。中央政局においては、薩摩藩と会津藩が激しく対立するに至り、一触即発の体を示し始めと会津藩が激しく対立するに至り、一触即発の体を示し始めと会津藩が激しく対立するに至り、一触即発の体を示し始めとともに、長州藩に加え新たなパートナーとして土佐進めるとともに、長州藩に加え新たなパートナーとして土佐

### 註

よ幕末の中央政局は最終段階を迎えることになる。

- 大学紀要』二六号、二〇一四年)参照(1)拙稿「禁門の変における薩摩藩の動向」(『神田外語
- 号、二〇一六年)参照助の動向を中心に」(『神田外語大学日本研究所紀要』8(2)拙稿「第一次長州征伐における薩摩藩 ―― 西郷吉之
- 刻、三〇七~三二一頁)本史籍協会叢書『大久保利通文書』一、一九六七年復本史籍協会叢書『大久保利通文書』一、一九六七年復
- 盟を中心として」(『神田外語大学日本研究所紀要』9(4) 拙稿「慶応期政局における薩摩藩の動向 ―― 薩長同

### 号、二〇一七年)参照

- ンターナショナル、二〇一九年)参照。(十章「盟友・近藤長次郎とユニオン号事件」、集英社イ(5)ユニオン号事件については、拙著『新説 坂本龍馬
- 参照 政変と薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年、三三九頁) 政をと薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年、三三九頁)
- (7) 佐々木克 『幕末政治と薩摩藩』(第六章「王政復古の会談(慶応元年十一月七日)内容となっている。 政変と薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年、三三九~三四〇頁)および芳即正 『島津久光と明治維新』(第六章について、「大久保はあたかも耳が聞こえないふりをすた。」という記載が含まれるなど、大久保と老中本荘宗秀の会談(慶応元年十一月七日)内容となっている。
- 史料編幕末維新 4』、二〇一〇年、一〇八頁)(8)「柏村日記一五」(二月十一日条、山口県『山口県史
- 九一年復刻、一四二~一四三頁) 月六日、末松謙澄『防長回天史』七、マツノ書店、一九(9)小田村素太郎・赤川又太郎書簡(上ノ関代官宛、二
- てきたが、その実態は、小松帯刀が長崎に行く際(慶応(10)いわゆる「亀山社中」として後世になって呼称され

可能性が高い。また、近藤長次郎が葬られた皓台寺 えば白峯駿馬・陸奥宗光は慶応元年に何礼之の英語塾に 段階で薩摩藩から藩士(または陪臣)として認められ、 松の庇護の下、「社中」と自らグルーピングしていたに 段階では、彼らは龍馬とは一切関係がなく、薩摩藩 松配下の土佐藩脱藩浪士を中心とする一団を指す。この ために同行した龍馬以外のメンバーからなっており、 薩摩藩士として藩費で入塾しており、 薩摩藩士として行動していたと考える。傍証として、 過ぎない。彼らの一部は薩摩藩の海軍建設のため、この 「寄身小松帯刀」とあり、 元年六月二十六日長崎着) に購入船 小松の従者 (海門丸) (陪臣) 白峯の墓石には であった の運用

る一条。
北泉社、一九九六年復刻、一七七~一七九頁)に含まれ北泉社、一九九六年復刻、一七七~一七九頁)に含まれ(川)「桜島丸新条約」(十二月、『坂本龍馬関係文書』一、

の過去帳では、「薩州上杉宗治」とある。

- 会、二〇〇九年、四六頁) 係文書研究会『木戸孝允関係文書』4、東京大学出版(2)小松帯刀書簡(木戸孝允寛、二月六日、木戸孝允関
- 年復刻、一四八~一五一頁) 一日、日本史籍協会叢書『木戸孝允文書』二、一九七一一日、日本史籍協会叢書『木戸孝允文書』二、一九七一

- 〔4〕木戸孝允書簡(坂本龍馬宛、正月二十三日、『木戸孝 允文書』二、一三六~一四二頁)
- 日、『木戸孝允関係文書』 3、二〇〇八年、二四五頁) 村田新八・川村純義書簡(木戸孝允宛、二月二十七
- (16) 久保松太郎・高杉晋作書簡(木戸孝允・山田宇右衛 が確認できる。 年復刻、八頁)とあり、その日に鹿児島に到着したこと 島丸来ル」(『坂本龍馬関係文書』二、北泉社、一九九六 なお、「坂本龍馬手帳摘要」(五月朔日条)によると「桜 門宛、四月十三日、『木戸孝允関係文書』 3、三六九頁)。
- (17)木戸孝允書簡(坂本龍馬宛、二月二十二日、『木戸孝 允文書』二、一五一~一五二頁)
- 18) 木戸孝允書簡(大久保一蔵宛、二月二十二日、『木戸 孝允文書』二、一五三頁)
- (19)日本史籍協会叢書『中山忠能日記』三、一月二十七 日条、一九七三年復刻、三五三・三五六~三五七・三八
- 二章「寺田屋事件の実相とその後の政情」)参照 寺田屋事件については、 前掲 新説 坂本龍馬』(十
- (21)「於馬関探索之次第」(日本史籍協会叢書『中山忠能 履歴資料』七、一九七四年復刻、一八七~一八九頁 品川弥二郎書簡(木戸孝允宛、二月二十六日、『木戸

- 孝允関係文書』4、二三五~二三七頁
- (23)高杉晋作書簡(木戸孝允宛、二月二十日、『木戸孝允 関係文書』4、四二〇~四二一頁)
- (24)高杉晋作書簡(木戸孝允宛、二月二十六日、『木戸孝 允関係文書』 4、四二一~四二二頁)
- (25)木戸孝允書簡(高杉晋作宛、二月二十六日、『木戸孝
- (26)「柏村日記一五」(三月二日条、『山口県史 史料編幕 允文書』二、一五四~一五六頁)
- (27) 「寅ノ二月谷潜蔵薩州江持参之自翰控」(下関市立歴 史博物館蔵)。管見の限り、今回が初めての翻刻となる。 末維新 4』、一一一~一一二頁)
- (28)高杉晋作書簡(木戸孝允・井上聞多宛、三月二十八 日、『木戸孝允関係文書』4、二〇〇九年、四二三~四
- 二五頁

(29)五代友厚書簡(高杉晋作宛、五月二十六日、『防長回

- (30)伊藤俊輔書簡(木戸孝允宛、六月六日、『木戸孝允関 天史』八、三九五~三九七頁)
- (31)「柏村日記一五」(六月十日条、『山口県史 係文書』1、二〇〇五年、二二七~二二八頁 史料編幕
- (32)品川弥二郎書簡(木戸孝允宛、三月十四日、 末維新 4』、一二七頁) 允関係文書』四、二三七~二四〇頁) 「木戸孝

- 申し候」とあり、大久保邸への潜入が確認できる。 其の通りいたし候様相答え、小生御長屋へ召し入れ置きれたし、大抵模様相分かり候迄見合わせたきとの事故、いたし、大抵模様相分かり候迄見合わせたきとの事故、いたし、大抵模様相分かり候迄見合わせたきとの事故、いたし、大抵模様相分かり候迄見合わせたきとの事故、三月十九日、西郷籍の道、大久保一蔵書簡(西郷吉之助宛、三月十九日、西郷、33)大久保一蔵書簡(西郷吉之助宛、三月十九日、西郷、33)大久保一蔵書館(西郷吉之助宛、三月十九日、西郷、33)大久保一蔵書館(西郷吉之助宛、三月十九日、西郷、33)大久保町への潜入が確認できる。
- 允文書』二、一五九~一六一頁) (34) 木戸孝允書簡(品川弥二郎宛、三月三十日、『木戸孝
- 孝允関係文書』 4、二四七~二四九頁)
- 店、二〇〇八年復刻、二二〇頁)日本史研究室編『大久保利通関係文書』三、マツノ書(36)小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、三月四日、立教大学)
- 通関係文書』三、二二〇頁)(38) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、三月四日、『大久保利
- 〜六二頁)『忠義』) 四、鹿児島県、一九七六年、史料番号五、六一『忠義』) 四、鹿児島県、一九七六年、史料番号五、六一維新史料編さん所『鹿児島県史料(忠義公史料)』(以下(39)堀直太郎書簡(柴山良助宛、二月十三日、鹿児島県
- (40)「再討出兵謝絶上申書」(木場伝内署名、四月十四日、

# 『忠義』四、史料番号一一二、一〇七頁)

年、史料番号一四九四、五九八~六〇一頁) 島県史料(玉里島津家史料)』四、鹿児島県、一九九五四月十九日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児四月十九日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児四月十九日、 産児島津伊勢・岩下方平・町田久憲宛、

(42) 『西郷隆盛全集』二(一五○~一五一頁)によると、 侯建白 岩下方平書簡 て、 は、 うと責めた。これに対し岩下は、 ぼ同文の「寅六月」のものも掲載されている。 見送ったものと推察する。なお、 出した前後に添付しようとして作成したものの、それを 四頁)は「四月」となっており、また、同文書が「薩州 藩主名義の書面を提出したのは、 薩摩藩との往復は数十日を要する筈であるのに、直ちに 中に、藩主茂久の添書を提出したところ、「老中板倉は いずれにしろ、これは四月十四日に大久保が建言書を提 (史料番号六九、七二頁)では、「二月」とされている。 該書簡にはそのような記述がなく、藩主添書 屈しなかった」との内容が含まれるとされる。 藩主の名代として全権を委任されていると主張 『忠義』四(史料番号一八六、 (長州征討拒絶)」と称されている『忠義』 (大久保一蔵宛、五月二十八日) 作成事由は不分明なが 京都在留の薩摩藩重役 在京藩士の独断であろ 一七五頁) では の記述の <u>二</u> 五 しか 兀 II

西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、五月二十九日、『西

郷隆盛全集』二、一四二~一四九頁)。なお、小松帯刀

も「長州御所置云々之事共ニ而、度々御下坂不容易御尽

天下大悦感佩仕候、其末如何成行候事欤と掛而苦心仕 候、乍此上宜敷御周旋偏ニ御願申上候」(小松帯刀書簡 力之次第委曲承知、実二大事之御場合不一方御尽力、為

の周旋を依頼している。

家近良樹『西郷隆盛と幕末維新の政局』(第四章「慶

二二二~二二三頁)と大いに大久保を称賛し、引き続き

(大久保一蔵宛、五月十日、『大久保利通関係文書』三、

三頁

〇一一年)参照。

応二・三年の政治状況と薩摩藩」、ミネルヴァ書房、二

(45) 篠原国幹·黒田清隆書簡

『忠義』四、史料番号一六五、一五二頁) (大久保一蔵宛、六月五日、

(46)中岡慎太郎書簡(黒田清綱・川畑篤行・大山綱良宛、 六月四日、『忠義』四、史料番号一六五、一五一~一五

(47) この間の事情は、 前掲『新説 坂本龍馬』(十三章

「龍馬社中と土佐藩復帰」)参照。